

令和3年度

議会基本条例の項目ごとの施行状況評価

及び

今後の取組方針

議会基本条例の評価項目と評価方法について

1 議会基本条例施行状況进行评估する項目

基本条例の3つの基本方針とその他の項目

- 1 市民に開かれた議会(10項目)
- 2 議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会(2項目)
- 3 政策立案や政策提言を積極的に行う議会(2項目)
- 4 その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目

2 評価の方法

(1)評価の手順

- ① 取組状況・取組内容の確認
- ② 会派評価の実施
- ③ 総合評価の決定

(2)評価の基準

A評価:このまま推進

B評価:改善や新しい取組を検討

C評価:原因分析と制度の見直しを検討

※評価外:評価を要しない場合

3 施行状況进行评估する期間

8月1日～翌年7月31日

※令和3年度の評価期間:令和2年8月1日～令和3年7月31日

目 次

1 議会基本条例の施行状況を確認する項目

(1) 市民に開かれた議会

- ①市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営 評価項目①
- ②市民に分かりやすい委員会での議論 評価項目②
- ③政務活動費に係る収支報告書等の公開 評価項目③
- ④本会議、委員会及び協議の場の公開 評価項目④
- ⑤市民との情報の共有、積極的な情報公開の推進、市民への説明責任
 - a.議会報告会の開催 評価項目⑤
 - b.市議会だより及び市議会HPによる議会活動の分かりやすく、積極的な周知 評価項目⑥
 - c.議案、委員会資料の公開 評価項目⑦
 - d.議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の公表 評価項目⑧
- ⑥ 市民参加の推進
 - a.市民との意見交換及び意見聴取の場の実施 評価項目⑨
 - b.公聴会制度、参考人制度の積極的活用 評価項目⑩

(2) 議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

- ①本会議、委員会での議員間の自由討議 評価項目⑪
- ②政策討論会の開催 評価項目⑫

(3) 政策立案や政策提言を積極的に行う議会

- ①議員、委員会の積極的な政策立案 評価項目⑬
- ②市長等に対する政策提言 評価項目⑭

(4) その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目 評価項目⑮

2 その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの 項目⑯

1 議会基本条例の施行状況を確認する項目

(1)市民に開かれた議会

①市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営

議会基本条例 (8条2項) 議会は、市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 本会議における議長の発言をわかりやすい表現に改善
 (例)・採決の際、委員長報告が不採択であっても、可とするほうを諮る原則により、当該議案等を採択することについて採決を行う旨発言
 ・ 質疑通告の締め切りを諮る際、先に開会された議会運営委員会で確認された状況から、直ちに質疑通告を締め切ることを諮る旨発言
- 代表質問、一般質問、議案質疑において、議長が議員を指名する際の呼称を変更
 ※番号で指名→氏名+議員で指名
- 一般質問における2問目以降は、質問議員は議長に対し発言許可を求めることを不要とする
- 上記以外の本会議における発言許可に関し、上記と同様の呼称に変更
- 陳情の取扱いについて、「議長限り」と呼称していたものを「議員へ参考配付」と変更

【拡充】

- 反論の発言に伴う議事運営
 議長が発言を許可する際に、ルールが分かりやすいように
 a. 答弁の後に反論を行うこと
 b. 反論にかかる時間は、質問時間に含まれないこと
 以上の事項とともに議員の反論に関する発言が終了したことが明確となる議事を行った。

- 第6次福島市総合計画の審議にかかる議会運営
 - ① 地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例を令和2年9月に改正。
「市政全般に係る将来の構想、政策の方向性を示す基本的な方針、重点的に取り組む施策及び分野ごとの施策を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止に関する事」を議会の議決すべき事件とした。
 - ② 総合計画の策定状況にあわせて令和2年3月定例会議での代表質問、令和2年9月定例会議及び12月定例会議の一般質問での論点とした。
 - ③ 令和3年3月定例会議に提出された総合計画にかかる議案を本会議における代表質問、一般質問と特別委員会による議案審査という議会の機能を組み合わせて活用する審議を行った。
 - ④ 第6次福島市総合計画は、令和3年度予算及び以降の施策等に関する前提となることから常任委員会及び予算特別委員会による他の議案審査より先に審議を行った。
 - ⑤ 市の最重要計画が議決に至るまでの本会議での議論や審議の過程が体系的となり、議会で行われた各会派の提言も含めた政策的な議論の内容が、より市民に分かりやすい議会運営を行った。

評価の基準

評価項目①

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	十分に努められており引き続き推進する。	真政会
A	議長の発言を市民に分かりやすい言葉、表現に改善、さらに分かりやすい運営も実施した。第6次総合計画の策定についても議論や審議の過程が体系的となり、各会派の提言も含めた政策的な議論の内容が、より市民に分かりやすい議会運営を行った。	真結の会
A	継続内容・拡充内容がともに、十分、実施されている。	市民21
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	公明党
B	全体的に円滑な運営であった。反論については、より深まった議論を行うためには、事前通告が必要ではないか。	日本共産党
A	分かりやすい表現で取り組んでいるので、今後も継続して取り組んでいくこと。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
<p>今後も継続して取り組みを推進すべきである。</p>

②市民に分かりやすい委員会での議論

(11条3項) 委員会は、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を尊重するとともに、委員会の審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 委員会ごとにわかりやすい表現に努めた運営を実施

(委員会審査の流れ)

- ① 執行部による議案の説明
- ② 質疑
- ③ 委員間の自由討議
- ④ 意見開陳(討論)
- ⑤ 採決

- 委員会記録の公開に伴い、発言許可の徹底、賛否の意思表示や論点を分かりやすく留意した発言を行う

- 委員会等の記録作成用の音声データは情報公開制度における開示請求の対象であり、不要な録音を除くため、委員長が録音の開始を宣言したうえで開会する

【拡充】

- 総合計画まちづくり基本ビジョン審査特別委員会を設置し、基本ビジョンの構成による「編」の順序に従って審査した。
さらに、個別施策については、3つの審査区分に分けて審査を行った。

評価の基準

評価項目②

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
B	発言許可の徹底が図られていないこともあることから、ルールの遵守を徹底する。	真政会
A	市民に分かりやすい議論に努めたほか、録音の開始による開会、発言許可の徹底など市民に分かりやすい運営にも務めた。	真結の会
B	委員長の許可を得てから発言することや、論点を分かりやすく留意した発言をすることが不十分。意見を述べた上で質疑をするのは良いが、質疑における意見開陳は簡潔にして欲しい。	市民21
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	公明党
B	発言許可の徹底が不十分な場面がみられた。	日本共産党
A	インターネットでも議事録の公開がされている。今後も、市民が分かりやすい取り組みを推進していくこと。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
<p>市民に分かりやすい委員会での議論に努めている。 なお、発言許可の徹底や論点を明確にした発言にさらに留意すべきである。</p>

③政務活動費に係る収支報告書等の公開

(14条1項) 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けたものは、収支報告書等を公開し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

取組状況

実施済(継続)

取組内容

【継続】

- 収支実績に係る一覧表、収支報告書及び証拠書類（領収書など）の写しの公開
（公開期間：5年9カ月）
 - ・ 市議会ホームページに掲載
 - ・ 市役所1階市民情報室での閲覧

- 市議会ホームページにおいて、政務活動費の制度説明記事や関係規定(条例、規則、要綱など)を掲載

- 市議会だより8月1日発行号において、政務活動費の制度概要や主な支出項目の説明及び収支実績に係る一覧表を毎年掲載

評価の基準

評価項目③

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	既に公開しており今後も市民の要請に応え、継続して取り組んでいく。	真政会
A	収支報告書等を公開、市民に対する説明責任を果たしている。	真結の会
A	引き続き、政務活動費そのものの制度概要の市民への周知・広報を行うべきである。	市民21
A	収支報告書等を公開し市民に対する説明責任を果たした。	公明党
A	収支報告書等を公開し、市民に対して責任を果たした。	日本共産党
A	公開を行っているため。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
今後も継続して公開、説明責任を果たすことに努めるべきである。

④本会議、委員会及び協議の場の公開

(15条1項) 議会は、本会議及び委員会を原則として公開で行うものとする。

(15条2項) 議会は、自ら開催する各種会議を公開するよう努めなければならない。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 本会議、委員会の公開及び傍聴手続きの簡素化の実施
- 会議日程や代表質問及び一般質問の登壇議員に関するお知らせ等を市議会ホームページへ掲載するとともに、市役所本庁舎1階にも掲示
- 傍聴者へ最終日に議案一覧を配布
- 手話通訳実施要領に基づき、本会議の傍聴に際し、希望者に手話通訳者を手配
- 本会議、委員会傍聴者の状況

期 間	本会議傍聴者数	委員会傍聴者数
平成30年8月～令和元年7月	735人	53人
令和元年8月～令和2年7月	584人	56人
令和2年8月～令和3年7月	546人	18人

- 協議等の場の傍聴者の状況

期 間	傍聴者数
平成30年8月～令和元年7月	23人
令和元年8月～令和2年7月	13人
令和2年8月～令和3年7月	0人

- 平成30年4月以降の委員会等の記録を市議会ホームページ上で公開

公開した会議等の概要

区 分	会 議 名
会議録検索上で公開した会議	議会運営委員会
	常任委員会(議案、請願等の審査)
	予算・決算特別委員会、分科会
市議会ホームページで公開した会議	常任委員会(所管事務調査)
	調査特別委員会等

○ 新型コロナウイルス感染症対策/傍聴関係/R 2. 3月定例会議以降

①本会議

- ・マスクの着用と入場時の消毒液による手洗いへの協力を依頼
- ・発熱などで体調が優れない方の傍聴はご遠慮いただく
- ・インターネットでライブ中継及び録画中継を行っている旨、市議会ホームページで周知

②委員会・協議会等

委員会室の傍聴席は隣同士の距離を十分にとることができないため、感染防止のための対策を十分にとることができず、感染リスクの高い環境にある。そのため、感染拡大防止及び傍聴者の健康を守る観点から、傍聴を中止

これらを周知するため、市議会ホームページの傍聴案内を更新して対応

【拡充】

- 新庁舎西棟建設調査特別委員会、予算特別委員会新庁舎西棟建設分科会、決算特別委員会新庁舎西棟建設分科会の会議記録を会議録検索上で公開した。

- 新型コロナウイルス感染症対策/傍聴関係/R 3. 3月定例会議以降

議場で行う特別委員会等については、マスク着用と入場時の消毒液による手洗いへの協力依頼、発熱などで体調の優れない方の傍聴はご遠慮いただく対応を取りながら、傍聴を再開した。

評価の基準

評価項目④

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	コロナ禍により一部委員会の傍聴が中止となっているが、感染症流行状況に応じて条例の原則に基づき元に戻すことも検討する。	真政会
A	新型コロナウイルス感染症の感染防止により、常任委員会は非公開としたが、本会議はもとより本会議場を使用した特別委員会も公開しており十分な取組みを行った。	真結の会
A	公開の妨げとなる私語や携帯電話の着信音については、反省すべきである。	市民21
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	公明党
A	簡素な傍聴手続きは評価できる。	日本共産党
A	今後もルールに基づいて公開していくこと。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
<p>コロナ禍において、状況に応じた対応を行っているが、今後も適切な判断に努めるべきである。 なお、会議の妨げとなる私語等については慎むべきである。</p>

⑤市民との情報の共有、積極的な情報公開の推進、市民への説明責任

a.議会報告会の開催

(16条2項) 議会は、議会活動及び市政に関する情報を市民と共有するため、議会報告会を開催するものとする。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 平成26年11月より、毎年春と秋にそれぞれ4会場で議会報告会を開催。また、今後の運営の参考とするためアンケート調査も実施
- 平成29年度からは意見交換会も併せて開催

◇令和2年8月～令和3年7月における実施状況

令和2年秋季議会報告会

開催日時	会場	参加人数
11月10日(火) 午後2時～3時	吾妻学習センター	7人
11月11日(水) 午後6時～7時	飯野学習センター	9人
11月13日(金) 午後2時～3時	信陵支所	13人
11月14日(土) 午後1時30分～2時30分	三河台学習センター	8人
合計		37人

令和3年春季議会報告会

開催日時	会場	参加人数
5月10日(月) 午後2時～3時	清水支所	10人
5月10日(月) 午後6時～7時10分	飯坂支所	18人
5月12日(水) 午後6時30分～7時30分	蓬萊学習センター分館	3人
5月15日(土) 午後2時～3時	信夫学習センター	5人
合計		36人

【拡充】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年春季の開催を見送ったが、令和2年秋季より新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで開催した。
- 議会報告会・意見交換会直前の定例会議等で傍聴資料と併せて開催チラシを配布し、周知に努めた。

評価の基準

評価項目⑤

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	コロナ禍により様々な制限がある中において、感染防止策を講じ、工夫し開催できている。	真政会
A	新型コロナウイルス感染症の安全対策、時間配分等に十分留意して開催した。	真結の会
A	コロナ禍において、十分、対応した。緊急時の対応方法や事後処理についてのルール作り、その他の広報のあり方の検討が必要である。	市民21
A	今後もYouTubeや別なメディアの検討も必要になっていく。	公明党
B	議会の一般的報告だけでなく、議論の中身についても言及することができるように検討すべき。	日本共産党
A	議会報告会及び意見交換会を実施してきた。今後も、現状の分析を行い、よりよい開催となるよう努めること。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
<p>コロナ禍においても、状況を判断のうえ、安全対策や時間配分などの感染防止策を講じて開催しており、今後も継続して取り組みを推進すべきである。</p> <p>報告内容に関しては、議案や議決の概要に加えて、委員会審査における議論の要点を含めるべきである。</p>

b.市議会だより及び市議会ホームページによる議会活動の分かりやすく、積極的な周知

(16条3項) 議会は、市議会だより及び市議会ホームページにより議会活動についての情報を分かりやすく、かつ、積極的に周知するとともに、情報通信の技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会及び市政に対して関心を持つよう広報活動に努めなければならない。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

①市議会だより

【継続】

- 平成27年5月1日発行号から、誌面のリニューアルを実施
表紙及び最終ページのカラー化、文字の11ポイント化及びページ増（1号あたり2ページ）、タイトルのリニューアル（季節の写真を掲載）、代表質問・一般質問の掲載方法の見直し、議決結果の掲載及び委員会活動内容の掲載
- 点字版市議会だより、音声版市議会だよりの作成、配布
- 令和元年5月1日発行号から、再リニューアル版を発行
題字を見やすく変更、定例会議の流れを図式化して表紙に掲載、議会トピックスをコーナーとして設置、質問議員の顔写真を掲載、翌定例会議の日程をカレンダー形式で掲載、できる限りユニバーサルデザインフォントの文字を使用、より詳細な情報を市議会ホームページで確認できるよう2次元バーコードを利用、インクは環境対応植物油使用インクを使用しロゴも掲載

【拡充】

- 令和2年9月定例会議から、傍聴資料と併せて市議会だよりのバックナンバーの配布を開始した。
- 中核市議会議長会議会報コンクールの結果等を踏まえ、更なる市議会だよりの充実に向け、会派アンケートを実施した。

②市議会ホームページ

【継続】

- トップページの写真や左側メニューの項目の文字等を大きくし、高齢者でも見やすいページ作りを実施
- 本会議の傍聴における、手話通訳者の案内を掲載
- 議会中継のマルチデバイス化の実施(従前はウィンドウズ搭載パソコンでのみ視聴可能だったが、スマートフォンやタブレット端末からも視聴できるように改善)
- 議会活動を紹介するため「今週の議会の動き」を掲載

- 難解な議会用語について解説した「議会用語一覧」を掲載
- 市長等に対して行った政策提言について、「福島市議会の政策提言」として掲載
- 市議会についての「よくある質問とその回答」を掲載
- 議会事務局が作成・発行している市政概要を、市民との情報共有の充実を図るため掲載

【拡充】

- 定例会議の日程のお知らせをする際、市ホームページの議案の概要のページ(記者会見資料)のリンクを貼った。
- 市議会ホームページへ政策提言書を掲載する際、調査活動の経過も掲載した。
- 市議会ホームページの充実に向け、会派アンケートを実施した。

評価の基準

評価項目⑥

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	見直しすることによりHP公開するスピードが早まった。引き続きの取組みが肝要である。	真政会
A	市議会だよりについては発行ごとに十分議論を重ね発行しているほか、更なる充実へ向け会派アンケートを実施した。市議会ホームページにおいては多様な通信技術に対応し、アクセスしやすい環境整備に務めた。	真結の会
A	引き続き、他議会を参考にしながら、向上してほしい。	市民21
A	市議会だより・HPで議会活動についての情報を分かりやすく積極的に周知した。	公明党
A	他市の議会だよりを参考に、さらに見やすい工夫を。	日本共産党
A	注釈を入れるなど分かりやすい表現を行ってきた。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
<p>議会活動についての情報を分かりやすく積極的に周知している。 今後も他議会や市民の意見を参考に、向上を図る取組みを推進すべきである。</p>

c.議案、委員会資料の公開

(16条5項) 議会は、議案、委員会の審査等に関する資料について、公開するよう努めるものとする。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 定例会議・緊急会議の議案概要資料及び委員会審査資料（会議終了後）の公開
 - ・ 市議会ホームページに掲載（公開期間：1年6カ月）
 - ・ 市役所1階市民情報室での資料の閲覧

【拡充】

- 委員会の審査資料について、ペーパーレス化に対応するため委員会審査等の前に送付されたデータを活用することにより、情報公開開始時期を早めた。
- 総合計画まちづくり基本ビジョン審査特別委員会において、傍聴の一助とするため、議案の一部を傍聴資料として配布した。

評価の基準

評価項目⑦

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	ペーパーレス化による業務見直しにより公開までのプロセスが明確になりスピードアップに繋がった。	真政会
A	定例会議、緊急会議の議案概要資料、委員会資料等の公開に努めた。	真結の会
A	公開後、資料が入手しやすいので良い。また、拡充内容で「委員会の審査資料について、ペーパーレス化に対応するため委員会審査等の前に送付されたデータを活用することにより、採決後2週間以内に、情報公開開始時期を早めた」ことは良かった。	市民21
A	・今後も継続して取り組むことが適当である。 ・資料の検索がスムーズにいかない場合がある。	公明党
A	資料公開が迅速になされており評価できる。	日本共産党
A	拡充の取り組みやタブレットに対応した、見やすい表現がなされてきた。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
<p>タブレット端末導入によるペーパーレス化に伴い資料の公開時期の早期化に取り組んだ。今後も継続して取り組みを推進すべきである。</p>

d.議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の公表

(16条6項) 議会は、議決に対する説明責任を果たすうえで、議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の意思表示の状況について、公表するよう努めなければならない。

取組状況

検討実施

取組内容

- タブレット端末を導入したことから、ICT活用検討会においてタブレット端末を使用した採決システムの導入について検討を行った。
 検討の結果、タブレット端末を使用した採決システムの導入は課題が多く、現状では困難であることを確認した。

評価の基準

評価項目⑧

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
C	課題解決に至らず検討を先送りとする事は、導入自体について議論が必要。	真政会
B	タブレットによる採決システムの導入について検討したが、現状では困難である結論に至った。しかし取り組みについては更なる検討が必要である。	真結の会
C	I C T活用検討会でタブレット端末の導入検討を行ったことは良かった。複合市民施設建設にあわせて実施すべきである。	市民21
A	議案・請願・陳情に対する議員個人の賛否の意思表示の公表の検討に努めた。	公明党
B	複合市民施設建設の際、採決についての議場システムを検討すべきである。	日本共産党
B	現状での検討は実施されてきた。今後も引き続きの課題である。	耀ふくしま

総合評価

評価
B

今後の取組方針
<p>タブレット端末導入に伴い、タブレット端末を使用した採決システムについて検討を行ったが、課題があることから導入には至っていない。 今後は、議会機能も備えた複合市民施設(仮称)市民センター建設の際に、議場への採決システムの導入について検討を継続すべきである。</p>

⑥市民参加の推進

a.市民との意見交換及び意見聴取の場の実施

(17条2項) 議会は、市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができる。

取組状況

実施済(継続及び拡充)

取組内容

【継続】

- 平成29年度より、議会報告会と併せて意見交換会を開催し、市民から市政各般にわたる意見を聴取。また、今後の運営の参考とするためアンケート調査も実施
- 平成30年6月定例会議中に、福島市議会意見交換会の開催方法を見直すため所要の改正を行った。

委員会等が開こうとする意見交換会については、基本条例第17条第2項に基づき「市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができる」としていることから、参加者を特定した意見交換会の開催が可能となるよう、公示に関する規定(福島市議会委員会条例第30条第3項)を削除することとした。併せて「福島市議会意見交換会実施要綱」第5条を改正した。

【拡充】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年春季の開催を見送ったが、令和2年秋季より新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで開催した。
- 議会報告会・意見交換会直前の定例会議等で傍聴資料と併せて開催チラシを配布し、周知に努めた。

評価の基準

評価項目⑨

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	コロナ禍で難しい局面もあるが工夫を凝らして引き続き継続して取り組んでいく。	真政会
A	新型コロナウイルス感染症の感染防止に留意しながら、市民との意見交換等を行った。	真結の会
A	内容については、今後とも工夫・改善を図っていくべきである。状況に応じた意見交換及び意見聴取の多様なあり方の検討が必要である。	市民21
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	公明党
A	市民の声を直接聞く貴重な場であり、今後とも参加者からの意見を聞くためスムーズな運営に努めたい。	日本共産党
A	今後も、現状を見ながら実施していくこと。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
<p>コロナ禍においても、状況を判断のうえ、安全対策や時間配分などの感染防止策を講じて開催しており、今後も工夫・改善等を図っていくべきである。</p>

b.公聴会制度、参考人制度の積極的活用

(17条3項) 議会は、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用に努めなければならない。

取組状況

・公聴会／実績なし ・参考人招致／実施済

取組内容

◇令和2年8月～令和3年7月における実施状況

参考人招致実施日・内容		実施委員会
令和2年10月13日	議場・委員会室における設備について	新庁舎西棟建設調査特別委員会
令和3年1月19日	猟友会（実施隊）の概要、現状と課題について （調査テーマ：有害鳥獣による農作物被害対策に関する調査）	経済民生 常任委員会
令和3年1月19日	本市の現状・課題と今後行うべき対策について （調査テーマ：有害鳥獣による農作物被害対策に関する調査）	経済民生 常任委員会

※参考

福島市議会会議規則 第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第77条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第77条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第77条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第77条の5(公述人の発言)、第77条の6(議員と公述人の質疑)及び第77条の7(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

評価の基準

評価項目⑩

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	コロナ禍で制限される中、本制度は有効に活用されている。今後はオンラインによる公聴も試験的に導入検討する。	真政会
A	必要に応じて参考人を招致し、議論を深め審議等に反映させた。	真結の会
A	公聴会については、制度利用の検討と活用の検討を行うべきである。	市民21
A	今後も継続して取り組むことが適当である。	公明党
A	参考人制度により、知見を深め審議に反映させることができた。公聴会については今後、検討が必要。	日本共産党
A	参考人からの意見聴取を実施したことにより、改善提案が行えた。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
<p>参考人制度については、委員会活動において適切に制度を活用した。 今後、コロナ禍を踏まえて、オンラインによる手法も検討すべきである。 また、公聴会については、今後も引き続き、制度の活用について適切に判断すべきである。</p>

(2)議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

①本会議、委員会での議員間の自由討議

(22条) 議会は、本会議及び委員会において、論点及び争点を明らかにすることにより合意形成を図るため、議員間の言論を尊重し、自由討議を重視した運営に努めなければならない。

取組状況

運用基準で規定済み

取組内容

本会議	対象期間中実績なし
委員会	各常任委員会等における議案等審査を充実させるため、議員相互間の自由闊達な議論を引き出す委員会運営を実施

※参考

福島市議会基本条例運用基準

20 議員間の自由討議

(1)自由討議の目的

- ①提出された議案及び請願・陳情の内容について、議員間の共通理解を深める。
- ②提出された議案及び請願・陳情に対して、賛否に関する意見を開陳し合うことにより、表決の際の参考とする。
- ③提出された議案及び請願・陳情の内容について、真に市民サービスの向上につながるかを判断する上で、議論を尽くすことにより、市民に対する説明責任を果たす。

(2)自由討議の対象

- ①自由討議を行う対象は、提出された議案及び請願・陳情のうち、地方公共団体の処理する事務(自治事務・法定受託事務)に関係するものとする。
- ②議員へ参考配付した陳情は、自由討議の対象に含めないものとする。

(3)本会議における自由討議

- ①本会議における自由討議は、議長の発議又は議員の動議により、本会議に諮り実施する。
- ②自由討議は、議案及び請願・陳情の採決を行う日の討論に先立ち実施する。
- ③議員は、自由討議の実施を求める場合、原則として、対象とする議案及び請願・陳情を提示し、採決を行う日の前日までに、議長に申し入れる。
- ④議長は、③の申し入れがあった場合、議会運営委員会に諮り自由討議の実施を決定する。
- ⑤議長は、④の議会運営委員会において、実施が決定された場合、議長発議により、本会議において日程を追加した上で、自由討議を実施する。
- ⑥議員は、自由討議実施の動議を提出する場合、対象とする議案及び請願・陳情を提示し、会議規則第16条の規定により、本会議における討論の前までに、議長に提出しなければならない。
- ⑦議長は、⑥の動議が成立した場合、直ちに、当日の日程に追加することを会議に諮り、日程の追加が認められた場合、休憩を宣告し、議会運営委員会において、自由討議の進め方等を協議する。
- ⑧議長は、⑦の議会運営委員会終了後、本会議を再開し、自由討議の実施を宣告する。
- ⑨議長は、自由討議を実施する場合、説明員を退席させることができる。
- ⑩自由討議を実施する場合、議長に申し入れを行った議員が、初めに問題提起の発言を行う。
- ⑪自由討議の発言は、議長に発言の許可を得た上で、自席において行う。
- ⑫議長は、発言が出尽くしたと判断した場合、自由討議の終結を宣告する。

(4)委員会における自由討議

- ①委員会における自由討議は、委員会における各議案及び請願・陳情の採決前に、委員長長の宣告により、討論も含めて自由に発言する方式で行う。
- ②委員長は、発言が出尽くしたと判断した場合、自由討議の終結を宣告する。

事例集 第6章 議事 第9節 自由討議

159 本会議において、自由討議が行われた事例

◇平成26年9月定例会議(会議録9月22日 310～316ページ)

議案第86号平成26年度福島市一般会計補正予算

◇平成27年3月定例会議(会議録3月25日 533～537ページ)

議案第30号福島市次世代育成に係る手当に関する条例制定の件

評価の基準

評価項目①

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
B	委員会ではおおむね自由闊達に議論が交わされている。	真政会
A	委員会において自由討議を重視した議論を展開した。	真結の会
B	本会議における自由討議のあり方について検証すべきである。	市民21
B	改善や新しい取組について先進事例等を検討すべきである。	公明党
B	委員会では行われたが、本会議では未実施である。	日本共産党
A	運用基準で規定されているので、必要に応じて実施していくこと。	耀ふくしま

総合評価

評価
B

今後の取組方針
<p>委員会においては自由討議を重視した議論を行っている。 本会議においては未実施であったが、引き続き制度の活用について検討すべきである。</p>

②政策討論会の開催

(23条) 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

取組状況

実施要綱を策定済み

取組内容

実績なし

※参考

○ 福島市議会政策討論会実施要綱(平成26年3月27日議長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、福島市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号)第159条第4項の規定に基づき、福島市議会政策討論会(以下「討論会」という。)の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 討論会は、議員全員をもって構成する。

2 討論会に、座長1人、副座長1人を置き、議長を座長とし、副議長を副座長とする。

(議事の決定)

第3条 討論会の議事の決定及び運営は、議会運営委員会が行う。

2 討論会で議題にしようとする案件がある場合は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)にあっては当該委員会の委員長、会派にあっては当該会派の代表者が取りまとめ、議長に議題を申し入れ、会派に属さない者にあっては、直接議長に議題を申し入れる。

3 議長は、申し入れのあった討論会の議題を議会運営委員会に諮問し、当委員会において協議し、決定する。

(討論会)

第4条 討論会は、議会運営委員会からの要請に基づき、座長が招集する。

2 討論会で議題となった事項は、提出議員が討論会において概要を説明するものとする。

3 討論会で議題となった事項に対し、資料提供がある場合は、提出議員において適宜準備するものとする。

4 討論会は、議場において開催し、発言は座長の許可を得て自席において行う。

(公開)

第5条 討論会は、原則として公開とする。

(傍聴)

第6条 討論会の傍聴の取扱いは、福島市議会傍聴規則(昭和44年議会告示第1号)に準ずる。

(意見の活用)

第7条 議会は、討論結果等を次のとおり活用するものとする。

(1)委員会における審査及び政策立案

(2)市長その他の執行機関への政策提言

(3)その他議会における政策形成への反映

(記録)

第8条 座長は、職員に、討論会の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、討論会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

評価の基準

評価項目⑫

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
評価外	未実施だが、要綱も整備されており必要に応じて対応できる体制となっている。	真政会
C	未実施	真結の会
評価外	議題とする案件がなかったため、評価外とした。	市民21
評価外	必要が生じなかったため実施しなかった。	公明党
C	未実施につき。	日本共産党
A	実施要綱は定めているので、必要に応じて実施していくこと。	耀ふくしま

総合評価

評価
C

今後の取組方針
<p>制度活用の必要性が生じなかったことから実施に至らなかった。 制度の活用については、今後も適切に判断を行うべきである。</p>

(3)政策立案や政策提言を積極的に行う議会

①議員、委員会の積極的な政策立案

(24条1項) 議会は、市の政策水準の向上を図るため、議員間による討議を尽くし、政策立案機能の強化に努め、市長等に対する政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

取組状況

対象期間中実績なし

取組内容

—

※参考：議員提出議案の事例

◇平成18年3月定例会 議案第50号 福島市サル餌付け禁止条例

◇平成13年6月定例会 議案第81号 福島市農業・農村振興条例

評価の基準

評価項目⑬

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
評価外	条例の制定に該当する課題が見いだせず提言に至らなかった。	真政会
C	未実施	真結の会
B	委員会の意見書及び各会派の意見書についても、「議案」として提出されるので評価する。その他実施に向けて先進事例や案件の調査・研究に努めるべきである。	市民21
評価外	必要が生じなかったため実施しなかった。	公明党
C	未実施につき。	日本共産党
A	基本条例で規定されているので、必要に応じて実施していくこと。	耀ふくしま

総合評価

評価
C

今後の取組方針
<p>具体的な政策立案に至らなかったが、今後も引き続き先進事例や案件の調査・研究に努め、課題について検討すべきである。</p>

②市長等に対する政策提言

(24条1項) 議会は、市の政策水準の向上を図るため、議員間による討議を尽くし、政策立案機能の強化に努め、市長等に対する政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

取組状況

実施済

取組内容

◇令和2年8月～令和3年7月における実施状況

提出日	内 容	提出先
令和2年9月18日	人口減少等の社会変化を見据えた持続可能な行政の在り方に関する提言（総務常任委員会）	市長
	健都ふくしま実現に向けた健康づくりの取組に関する提言（文教福祉常任委員会）	
	古関裕而氏を活かしたにぎわいの創出に関する提言（経済民生常任委員会）	
	道路の効率的な維持管理・安全対策に関する提言（建設水道常任委員会）	
令和3年6月15日	有害鳥獣による農作物被害対策に関する提言（経済民生常任委員会）	

評価の基準

評価項目⑭

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	コロナ禍においても各常任委員会を通じて活発な所管事務調査を実施し、政策提案を行っている	真政会
A	各常任委員会においてそれぞれ行政課題を調査、研究し積極的に市長等に政策提言を行った。	真結の会
A	提言に向けてのプロセス（経過）と提言内容を同時にもっとアピールすべきである。	市民21
A	市長等に対する政策提言を積極的に行った。	公明党
A	必要な内容で実施された。	日本共産党
A	市長等に対する政策提言が実施できた。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
<p>各委員会においてそれぞれ行政課題を調査、研究し積極的に市長等に政策提言を行った。 今後も継続して取り組みを推進すべきである。</p>

(4)その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目

取組内容

①通年会期制度を活かした市政の課題に対する迅速かつ効率的な議会運営

- ① 令和2年10月20日緊急会議（令和2年度／4回目）
新型コロナウイルス感染症対策関連、駅前にぎわい創出事業、防災情報配信システム整備
当局への出席要求は必要最小限
- ② 令和2年12月定例会議
定例日を11月30日に変更、先議議案を審議
- ③ 令和3年1月18日緊急会議（令和2年度／5回目）
新型コロナウイルス感染症対策関連
当局への出席要求は必要最小限
- ④ 令和3年6月定例会議
定例会議の期間を延長、新型コロナワクチン集団接種や福島県沖地震による被害対策に要する補正予算にかかる追加議案の審議に対応

②ICTの推進

- ・ タブレット端末の活用及びペーパーレス化の推進について協議・調整を行うため、福島市議会ICT活用検討会を設置し、ICT活用のあり方と諸課題について検討を行った。
- ・ 令和2年12月定例会議からタブレット端末と紙の資料を併用して議案審議を行い、令和3年6月定例会議からは完全ペーパーレスとした。
- ・ タブレット端末の活用により、会議情報共有の迅速化が図られるとともに共有する範囲も拡大した。
- ・ タブレット端末の活用と議会のICT化に資するアプリの導入を決定した。

③総合計画の議決範囲決定（再掲）

議会の監視機能を発揮するため、総合計画策定において、議会の議決を必要とする範囲を、将来構想、基本方針、重点施策、個別施策までのまちづくり基本ビジョン全体とした。

④請願・陳情書の押印の廃止

政府において押印の廃止が積極的に進められる中、標準市議会会議規則の改正に伴い、福島市議会においても会議規則を改正し、請願・陳情者の押印を請願者の署名または記名押印とした。

⑤欠席事由の明文化

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するにあたっての制約要因の解消に資するため、会議規則に本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護、配偶者の出産補助等を加え、明文化等を図った。

⑥令和3年2月13日福島県沖地震の発生に伴う災害対応

- ① 午後11時8分に地震発生後、災害対応指針及び災害対応行動マニュアルに基づき、14日零時59分までに全議員の安全及び連絡体制を確認
- ② 災害対策本部からの情報を速やかに正副議長へ報告、議員への情報提供を実施
- ③ 福島県市議会議長会において関係自治体の議会と連携、地震による被害からの復旧・復興のための支援にかかる要望を国県等関係機関へ提出

評価の基準

評価項目⑮

A評価:このまま推進、B評価:改善や新しい取組を検討、C評価:原因分析と制度の見直しを検討、評価外:評価を要しない場合

会派評価

評価	評価理由・提案事項等	会派
A	市民の負託に応える議会活動に資する取り組みを条例に基づき、日々積み重ねている。	真政会
評価外	各会派、各議員が確認すべき事項で全体として評価するにはなじまない。	真結の会
A	「議会基本条例施行状況の評価する項目」の中の、「その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目」として、今回、6項目も評価されるべき内容があったことについては、大いに評価すべきであり、アピールすべき内容である。	市民21
A	6項目確認をした。 ・取り組んだことをそのまま推進する。 ・デジタル化になり不都合なことがあったら検討する。	公明党
A	新たな課題に対応してきた。	日本共産党
A	実績は残せた。	耀ふくしま

総合評価

評価
A

今後の取組方針
<p>今後も議会基本条例の基本方針に基づき、新たな課題に対し議論、協議し、議会改革に取り組むべきである。</p>

2 その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの

議会報告会実施要綱に関して、現在の規定による報告会の開催が困難な場合は、ほかの実施方法により行うことができるようにするため、別紙のとおり改正すべきである。